



誕生もち
助成事業

健やかな成長を願って

市では1歳を迎えるお子さまに、日本一の名産もち米を使った「誕生もち」を贈呈しています。



加藤 碧桜 ちゃん
令和2年4月生まれ

保護者からの メッセージ

おしりをフリフリしたり、ニコニコかわいい笑顔を見せてくれる碧桜がお父さんもお母さんも大すきです。これからもいっぱい遊んで楽しもうね！



後藤 結香 ちゃん
令和2年5月生まれ

保護者からの メッセージ

元気にすくすく大きくなってくれてありがとうございます！



柴田 壮真 くん
令和2年6月生まれ

保護者からの メッセージ

一歳のお誕生日おめでとう。元気に成長してくれて、みんな嬉しいよ。お兄ちゃんのこと大好きな壮真、これからも兄弟仲良くしてね。楽しい思い出をたくさん作ろうね！



堀川 葵生 くん
令和2年5月生まれ

保護者からの メッセージ

お誕生日おめでとう！毎日可愛い笑顔にママとパパはたくさんの癒しをもらってるよ！これからも元気いっぱい！ニコニコ笑顔！で大きくなっていてね♡

「誕生もち」とは お子さまの満1歳の誕生日を祝う行事に使うもちで、1升ほどのもちを赤ちゃんに背負わせて歩かせたりします。「もちのように粘り強い体と心を授かる」などさまざまな願いが込められています。

問い合わせ こども未来課子育て支援係(名寄庁舎2階) ☎01654③2111(内線3245)



1回限りの注文のつもりが「定期購入」だった！

名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575

事例

動画投稿サイトで「脱毛クリームが今なら500円！」と書かれた広告を見て注文した。商品が届き、コンビニで500円を支払った。1カ月後、同じ商品が届き、5,980円の請求書が入っていた。事業者を確認したところ、「5回分の受け取りが条件の定期購入で、途中で解約する場合は初回500円は通常価格の5,980円になり、差額の5,480円の支払いと2回目の商品を返送してほしい」と言われて仕方なく了承した。定期購入だと気づかなかった。学生なのでお金がない。どうしたらよいか。(高校生)



イラスト：黒崎玄

- ◆ 1回だけのつもりで申し込んだが、複数回の購入が条件だったという定期購入に関する相談が多数寄せられています。
- ◆ 注文前には商品価格だけではなく、定期購入が条件となっていないか、支払うことになる総額はいくらかなど、契約内容をしっかりと確認しましょう。
- ◆ 契約内容は、「初回500円」などの目立つ表示とは離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていることがあり、画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- ◆ 通信販売の契約は、クーリング・オフがありません。解約する場合は、「次回発送の10日前までに申し出が必要」と期間が決まっていたり、途中で解約すると初回分も通常価格で支払うケースが見られます。事前に解約や返品条件をよく確認しましょう。

※事例のような未成年者の契約は、取り消しができる場合があります。

アドバイス

困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。